

古い消火器の引き取りについて

- Q** リサイクルシール代以外に費用はかかるのですか？
A 消火器を引き取りに伺う場合や取扱い窓口（特定窓口）へ持ち込まれる場合は、別途費用がかかります。詳しくは取扱い窓口にお問い合わせください。
- Q** リサイクルシールの金額はどこで購入しても同じですか？
A リサイクルシールはオープン価格となり、リサイクルシステム取扱い窓口がそれぞれ設定しています。詳しくは取扱い窓口にお問い合わせください。
- Q** 持っている消火器の製造メーカーが
既に存在しない場合も引き取ってもらえるのですか？
A そのメーカーが存在していた当時、日本消火器工業会会員であった場合は取扱い対象となります。

諸手続き等について

- Q** 産業廃棄物処理委託契約が必要ですか？
A お客様から消火器を受け取る際に署名いただく受取伝票の裏に約款がついており、それによって契約となります。
- Q** マニフェストの発行は必要ですか？
A 不要です。受取伝票を発行しています。
※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第8条の19による
- Q** リサイクルシールはなぜ消費税がかからないのですか？
A リサイクルシールは前払式支払手段となっており、商品券や旅行券のように消費税は非課税となっています。
※消費税法第6条による



発行元 (社)日本消火器工業会 (株)消火器リサイクル推進センター
(株)消火器リサイクル推進センター
03-5829-6773 (受付時間：9:00~17:00 ただし、土日祝日、休日及び 12:00~13:00 を除く)
<http://www.ferpc.jp/>

お近くの取扱い窓口を
お探しの際は・・・

消火器リサイクル窓口

検索

はじまっています。 消火器のリサイクル



古くなった消火器、どうすればいいの？

日本消火器工業会と消火器メーカーは『セーフティー&エコロジー』な取り組みを開始しています。メーカーごとに異なっていたリサイクルシステムを統一し、全国にリサイクルシステム取扱い窓口を設置。古い消火器を安全に回収・廃棄するリサイクルシステムを2010年より運用しています。



消火器の製造年を
ご確認ください！

消火器リサイクルの
ポイントは3つ！

古い消火器には
リサイクルシールを
貼り付けます！

マークのある
リサイクルシステム
取扱い窓口へ引き渡します！



<http://www.ferpc.jp/>

古くなった消火器をリサイクル・廃棄するにはどうすればいいの？



リサイクルシステム取扱い窓口にお問い合わせいただきます。

取扱い窓口は**特定窓口**と**指定引取場所**の2種類です。

お近くの取扱い窓口をお探しの際は・・・

消火器リサイクル窓口

検索

回収方法により窓口をお選びください。

消火器を引き取りに向う場合や取扱い窓口(特定窓口)へ持ち込まれる場合は、別途費用がかかります。詳しくは取扱い窓口にお問い合わせください。

引き取りを依頼する場合は・・・？

特定窓口



消火器の引き取りを行える消火器販売店、日本全国に約3,500社あります。

直接持ち込む場合は・・・？

特定窓口

or

指定引取場所



日本消火器工業会が設置したもので、日本全国に約200ヶ所あります。



2010年以降に製造された消火器



新品用シール(見本)

製品にはリサイクルシールが貼られています。耐用年数を過ぎたら、取扱い窓口へ引き渡してください。

リサイクルシールが貼られていない消火器



既販品用シール(見本)

既販品用シールを購入し、消火器に貼り付けてから引き渡してください。

- **既販品用シールの価格は**
オープン価格となり、リサイクルシステム取扱い窓口がそれぞれ設定しています。
※既販品用シールは、取扱い窓口がない場合があります。ご相談いただく際に、ご確認をお願いします。特に持ち込む場合はご注意ください。
※詳しくはお近くの取扱い窓口にお問い合わせください。
- **既販品用シールの種別と対象品目について**
既販品用シールは、大型用、小型用がありますのでご注意ください。詳しくは下記の「リサイクルの対象品目」を参照ください。
※移動式粉末消火設備、パッケージ型消火設備等も対象品です。

注意事項 消火器を引き取りに向う場合や取扱い窓口(特定窓口)へ持ち込まれる場合は、別途費用がかかります。

リサイクル施設で消火器を解体・選別します。



粉末消火薬剤はリサイクル後に商品として製造・出荷されます。

リサイクルシールの貼り方

既販品用シールを貼付ける際、廃消火器の接着面に汚れ(ほこり、粉末、水滴、油)やサビがあると貼る恐れがあります。接着面をきれいにしたうえで、貼り付けるをお願いします。

■ 良い例



基本的貼り方
シールは消火器のレバーの下部に(消火器のラベルを避けて)、バーコードが縦になるように貼ってください。

■ 悪い例



レバーに貼り付けしないでください。



サビた面、汚れ面に貼り付けしないでください。



やむを得ない場合は・・・
全体的に腐食等貼り付けが困難な場合は、ガムテープ等でバーコード部分を覆って補強してください。

リサイクルの対象品目(2011年1月現在)

新品用シールはA B C Dで、既販品用シールは小型と大型で区分けしています。

既販品用 (有効期限2年間)	新製品用 (有効期限10年間)	対象品目	既販品用 (有効期限2年間)	新製品用 (有効期限10年間)	対象品目
小型類	Aグループ	ABC粉末消火器 20型以下 住宅用消火器 下方放出型自動消火装置(粉末タイプ) 強化液・機械泡消火器 8L以下 化学泡消火器(手提げ式) 二酸化炭素消火器 15型以下	大型類	Cグループ	ABC粉末消火器 20型を超え200型以下 移動式粉末消火設備 33kg~45kgタイプ 二酸化炭素消火器 50型 機械泡消火器 20L
	Bグループ	タクツ消火装置用本体容器 BC粉末消火器 20型以下(特殊火災用放射器含む) ハロン 1301 消火器(消防環境ネットワーク関連費用除く) その他旧式消火器(手提げ式) 小型消火器BOX 粉末消火薬剤 15kg缶入り 小型消火器用加圧ボンベ 1斗缶入り 小型消火器用加圧ボンベ 1.3L以下 大型消火器・移動式用加圧ガスボンベ 1.3L以下 消火器用ブラケット・設置台		Dグループ	強化液消火器 20L~60L BC粉末消火器 200型以下(特殊火災用放射器含む) 泡消火器 45L~200L パッケージ型消火設備 大型・移動式消火器BOX 大型消火器・移動式用加圧ガスボンベ 13.4L以下 液体消火薬剤(強化液・浸潤剤入り・泡) ※20L入り ※装置用泡液は除く

※特別管理産業廃棄物に該当する製品は対象外となります。
※PFOSを含む消火器・消火器用消火薬剤・泡消火薬剤の製品は対象外となります。
※日本消火器工業会会員以外の製品は対象外となります。
(義務者不存製品に関しては別途お問い合わせください。)
※廃棄物処理法の改正、環境規制等により対象品目が変わる場合があります。